**大都市制度（特別区設置）協議会**

≪第２６回議事録≫

■日　時：令和元年９月１２日(木)　１３：３０～１４：５４

■場　所：大阪府庁　大阪府議会　第１委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、河崎大樹委員、横山英幸委員、

（名簿順）紀田馨委員、杉本太平委員、中井もとき委員、肥後洋一朗委員、中村広美委員、

　　　　　広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、北野妙子委員、

　　　　　川嶋広稔委員、西﨑照明委員、山田正和委員、山中智子委員

（今井会長）

　定刻となりましたので、第26回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

　まず、定足数の確認ですが、本日は２分の１以上の委員にご出席いただいておりますので、協議会規約第６条第４項に基づく定足数に達し、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

　なお、９月４日付で大阪府議会議長から委員交代の届け出があり、原田委員にかわり中井委員にご就任いただいておりますので、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

　本日の協議については、さきの代表者会議でご確認いただいたとおり、協定書の作成に向けた意見や具体的な修正意見の表明を各会派から行っていただき、その後、論点の整理を行うため、各会派が表明された内容について、委員間で意見交換を行っていただきたく思います。

　なお、本協議会は多くの府民・市民の皆様方がインターネット配信を視聴されておりますので、発言される場合は、まずは挙手をしていただきまして、私が指名してからマイクを通してご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

　それでは、まず意見の表明を各会派15分程度でよろしくお願いしたいと思います。維新、自民、公明、共産の順番で行っていただきたいと思います。

　それではまず維新さん、お願いいたします。

（藤田委員）

　大阪維新の会の藤田でございます。

　まずは我が会派としての意見を申し上げます。

　我が会派としましては、先の知事市長ダブル選挙、そして統一地方選挙におきまして大阪都構想の推進というのを前面に掲げて選挙戦を戦わせていただき、府民、市民の皆様から大きな民意を頂戴することができました。

　その事実を背景に、公明党会派の皆様からは、民意を重く受けとめ、今後は賛成の立場で議論に参加したいというお言葉をいただき、自民党の大阪府連の会長からも、都構想については反対ありきではなく、ゼロベースで議論するという言葉を発信されております。また、住民投票については、自民党の大阪府連の会長は、これを容認するという趣旨の発言もあったところであります。

　ようやく大阪の未来を力強く成長させる大都市制度の実現に向けまして、各会派のご理解のもと、前向きな議論ができる状況に至ったこと、また、それを支えていただいた住民の大阪市民、大阪府民の皆様に本当に大きな感謝を申し上げたいというふうに思っております。

　我が会派の基本スタンスとしましては、これまで大阪府市の職員が知見と時間と労力を結集して作成されたこの特別区素案につきまして、基本的にはそんなに大きな修正事項はないという認識に立っております。そして我々は、都構想に賛成の立場から建設的に協議を進めていただける各委員のご意見を尊重しながら、今後の協議に向き合っていきたいというふうに思っております。

　そのような前提に立ちまして、本日は、これまでも申し上げてきたところではありますが、我が会派の特別区素案に対する意見表明を申し上げます。

　まず、区の名称についてでございます。

　これまでも本協議会において申し上げてきたところではございますが、現在、東西区と仮称されている第一区を淀川区という名称へ、南区と仮称されている第四区を天王寺区という名称へそれぞれ変更することを提案いたします。各特別区の地勢や文化、歴史などを勘案した上で、我が党において大規模な住民意識調査を実施しました結果、第一区を淀川区、第四区を天王寺区に変更すべきとの声が多かったことは、これまでの協議会でも申し上げてきたとおりです。この点につきまして、委員間での協議をお願いしたく存じます。

　次に、特別区の設置コストについてです。

　我が会派は、設置コストの中でも特に大きなウエートを占める庁舎整備費について、これまでも１人当たり執務面積の精査なども提案した上で、コスト縮減の可能性を指摘したところであります。

　一方、第24回協議会において公明党会派の方から、特別区の設置コストを最少限に抑えることが不可欠、大幅な削減をめざすべきとの意見表明もあったところでございます。コストを最少限にすることは我々も同じ思いでありまして、庁舎議論についてはこれまでの発想にこだわらず、大胆な発想で議論を進める必要があると考えております。

　このため、まずこれまでの積算方法や前提条件を再度洗い直す必要があるのではないかなと考えております。さらには、特別区の区域にこだわらず、現有庁舎等を最大限有効活用、有効利用した検討、コスト試算を提案いたします。これには、今後事業の精査は必要というふうには思っておりますが、各特別区それぞれ独立した自治体ではあるものの、全ての業務をその特別区域内で実施する、オフィスがそこにあるという必要は必ずしもないのではないのかなというふうに思っております。住民の税金を一番コストを抑えて実現できる、そういうプランがあるのであれば、それは検討すべきだろうというふうに考えております。

　次に、協定書の取りまとめについて一言申し上げます。

　これまで特別区の職員体制については種々の議論が行われてきたところでありますが、新たな広域自治体となる大阪府側の組織体制には十分な議論が行われてこなかったのではないかなと認識をしております。大阪府の組織体制についても、大阪全体の成長を力強く担うことができるものとなるよう、これまでの枠組みにとらわれない発想で再構築する必要があるのではないかと考えております。

　具体的には、全国トップクラスのスリムな組織体制を維持しつつ、大阪の成長を担う司令塔組織の創設、適材適所の徹底、縦割りの排除、府市職員の融合を踏まえた組織体制などについて、知事のお考えを示していただければと考えております。

　次に、特別区の区議会体制についても申し上げたいです。

　これまで協議会は26回開催されておりますが、区議会の議員定数についてはそれほど突っ込んだ議論がなされていないというふうに思っています。議員定数についても次回以降の委員間協議の中で早期に協議いただけるよう、会長にお取り計らいをお願いいたしたく存じます。

　最後になりますが、今後の協議会の進め方について申し上げたいことがございます。

　再三にわたり申し上げておりますが、委員間協議はあくまでも協定書作成を目的に進められるべきものと考えておりまして、特別区の設置に賛成でない立場の委員の方々がいらっしゃるということは重々存じておりますし、それを決して否定するものでもございません。しかしながら、対立意見、反対意見ほど重要と考えておりますが、一方でそれは住民サービス向上、つまりよりよい設計図づくりのために合理的かつ誠実な視点において批判されるべきものであるというふうにも考えておりまして、故意に議論をミスリードしようとするものや、論拠に乏しく合理性を欠くような批判、それからですね、いたずらに膨大な資料を要求して議論を遅延させるようなもの、こういったものについては控えていただくようにお願い申し上げたいというふうに思っております。

　会長におかれましては、この点も十分差配をお願いしたいところです。建設的な協議を進め、よりよい協定書の作成ができることを期待して、我が会派の意見表明とさせていただきます。

　以上です。

（今井会長）

　次に、自民さん、お願いいたします。川嶋委員。

（川嶋委員）

　自民党の川嶋でございます。

　資料の配付の許可とパネル掲示の許可をお願いをいたします。

（今井会長）

　資料をどうぞ配付してください。

（川嶋委員）

　資料の中に我々の特別区素案の問題点及び修正提案についてということで、我々の考え方をまとめた冊子と、それを抜粋をしたものを配付させていただいております。この抜粋をしたものを今パネルにさせていただいております。

　我が会派は、先般もこの場で表明したように、是々非々の立場で臨んでいるということで、今回はこの特別区素案に対しまして、我々としての問題点、これを述べさせていただいて、このような方向で修正してはどうかというような修正の考え方を提案をさせていただきたいと、このように思っております。

　やはり我々議論するに当たっては、地方自治に関するやっぱり行政的な仕組み、制度というものを、法律なり国の例えば地方交付税制度に基づきしっかりと議論をし、誤った方向に行くことがないように、我々の思い込みだけで誤った方向に行くことがないように、きちっと議論を積み重ねていかなければいけないというふうに思っております。そういう前提に立って申し上げていきたいと思っております。

　まず特別区素案、修正提案に当たってということでございますが、検証の視点といたしましては、特別区素案、いろんな特別区素案の中にも書かれておりますけれども、特別区重視、また基礎自治サービス、住民サービスの拡充、二重行政の解消ということが書かれておりますけれども、これが本当にきちっと実現ができているのか、こういう視点で検証をさせていただいておりますし、また、他の市町村においては負担をすることがない費用、府税で本来負担をされているものに関して、特別区側で、要は特別区が市町村税で負担させられているもの、そういうものはないか、要はほかの市町村と比べてこの特別区というものに対してその辺の過度な負担があるのではないか、そういうことがないのか、こういう問題点での視点で考えております。

　また、三つ目の視点としては、大阪市を分割することによります行政コストの増大、また万博などの大規模事業、この事業費、さらには社会保障費の増大、先般も大阪市会財政総務委員会でも視察に行った際に、やはり特別区の方々とお話をしておりましても、社会保障費の増大ということの課題については述べられておりました。この点を含めて、将来にわたって財源不足が生じないのかどうか、そういうことをベースにして我々として特別区素案について考えをまとめたところでございます。

　次に参らせていただきます。

　冊子のほうにいろんな項目で書かせていただいておりますが、あくまでも抜粋ということでございますのでご理解をいただきたいと思います。特に課題となっております、先ほどの検証でいきますと、行政コストとか財政問題ということで申し上げたいと思うんですけれども、課題として、この冊子の中にも書いておりますが、行政コストの増大、財政問題については、一つ目としては、特別区を設置することにより、この肥大化する行政コストについての課題があると考えております。自治体を分割しますと、スケールメリットが失われます。基準財政需要額、行政コストというんですか、基準財政需要額をこちらで試算をしましたら、200億円ぐらいは増大するであろうというふうに計算をしております。これについては、またしっかり計算をしていただければと思いますけれども、こちらでしたところでは、これぐらいやっぱりコストが増大するというふうに課題として見えてきております。また二つ目、行政コストの肥大化に応じて、地方交付税の増額措置がない中で、特に高齢化等によって、今後10年で1,152億円増大する見込みがあるという中で、やっぱりこういう課題をしっかり踏まえておかなければいけないと思います。あわせて今後の……、あ、すみません、これ逆でした。間違えてました。２のところの下のところと３の下が逆でした。すみません。行政コストの肥大化については、すみません、国の地方交付税は増額されないために、財源不足が生じるおそれがあるということでございます。すみません、自分でつくっておりますので、逆でした。すみません。３番目としての今後の社会保障経費等の増大への対応で、高齢化等により今後10年間で1,152億円の増大が見込まれるということでございます。かつ、四つ目ですけれども、広域一元化の効果は特別区には還元をされておりません。そういう設計にはなっておりません。広域一元化の効率化効果額は大阪府のみで享受をされる、そういう制度設計になっている、そんな課題があるということを我々として申し上げたいと、このように思います。

　次に参ります。この点に対しましては、この行政コストの増大、財政問題に対して、この特別区素案の修正に対しての提案、提言でございますけれども、広域一元化に伴う効率化効果を算定し、この分についても特別区に配分する、また財源配分を見直して住民サービスの財源を確保するように、この素案の修正、訂正をするべきだと考えております。また、今後の、二つ目ですが、社会保障関係経費については、財政調整財源を優先的にやはり特別区に確保する、特別区に配分をするとともに、また余力財源についても特別区に配分されることを、この修正を求めていきたいと、このように思っております。これが行政コストの増大と財政問題に関する点についてでございます。

　二つ目でございますけれども、府下市町村が負担していない費用、特別区のみが負担をさせられているというこの問題点でございます。大都市特例事務等の都道府県事務、また任意事務のうち大阪府全域に効果が及ぶ広域大規模事業、これらを特別区が今市民税、要は財政調整財源で負担することになっています。これを大きな課題と感じております。

　二つ目の課題として、事務処理特例条例によって、都道府県事務が特別区に移譲をされますけれども、この財源については移譲されずに特別区が負担することになっておりますので、この点も課題があると感じております。

　あわせて三つ目、特別区民は税の二重負担を強いられるけれども、その意思を反映するには、本来住民に一番近い自治体で本来その点を意思を表明し、住民自治、団体自治を含めてですけれども、これが十分に反映することができないというふうな課題を感じております。その課題に対してましては、次ですけれども、我々といたしましては、まず先ほど申し上げました一番肝になりますが大都市特例事務等の都道府県事務の分と、それと任意事務のうち大阪府全域に効果が及ぶ広域大規模事業に対するもの、また事務処理特例条例によって特別区に移譲される都道府県事務について、これらはしっかりと大阪府が府税等で負担するべきだと考えておりますので、そのような内容への修正をするべきだと提案、提言をさせていただきたいと思っております。

　大きいところでは、特にやはり今申し上げました二つをピックアップさせていただきましたが、あとそのほかということでございますが、一部事務組合につきましては、システムや介護保険についてはやはり一部事務組合ではなくて、各特別区に事務を配分するべきだと思っております。やはりシステムについては、いろんな行政の施策の各特別区の判断でシステムも変わることもあろうと思われますので、やはり政策をしっかりと各特別区長がとれるという意味では、システムを分けておくべきであろうと思いますし、これから高齢化社会が進む中で、特に介護保険についてはさまざまな高齢者施策に関しては特別において独自性が発揮されることと思いますので、この介護保険についても各特別区に事務を配分していくべきだというふうに提案、提言をさせていただきます。

　次、事務分担に関してでございますが、消防、水道につきましては、本来、基礎自治の事務でありますけれども、今回の特別区のこの素案では、東京都の例に倣って大阪府側の事務ということになっておりますけれども、現状、大阪府側では、消防、水道は、それぞれやっぱり大阪市域外に関しては市町村が担っておられます。今、消防、水道、大阪市域のみの対象のものを大阪府に移管をしますが、大阪府としては大阪市域のみの消防事業、水道事業になります。当然、府域全体の広域化については我々も前向きには検討していきますけれども、特別区を設置する段階においては、本当にそれが必要なのかということも検証し、我々としては府域全体の状況、広域化の状況を見据えながら段階的に移管する、これこそがやっぱり大阪市民、住民自治も考えながら、大阪らしい考え方になるのではないかと思いますので、この点も提言をさせていただきたいと思っています。

　職員体制につきましては、職員数の積み上げをしっかり行いながら算定を行うべきであると思っております。我々大都市税財政制度特別委員会、市会のほうの特別委員会でもこの点は指摘をさせていただいておりますけれども、やはり分散率、集約率というものを踏まえて、制度が変わった段階で職員がどうなるのかということもきちっと計算をした上で、その算定、積み上げを行うべきでありますので、その点の修正、また修正の提案を求めていきたいと、このように思っています。

　そして、財政調整でございますけれども、ほかにもたくさんございますが、今回ここに書かせていただいておりますのは臨時財政対策債でございます。市町村事務に関して、大阪府が実施されるものであっても、地方交付税の市町村算定分を交付する際に、臨時財政対策債を発行しなければならない場合、特別区側で発行しなければならない、そういう法律的な建付けになっておりますので、事業は大阪府側で、でも臨時財政対策債は特別区側でというこの問題に関しては、きっちりと臨時財政対策債を大阪府が発行することを、この制度の変更も含めて求めるべきだと思っておりますので、この点も含めて提案をさせていただきたいと思っております。

　以上、取り急ぎ抜粋した点を申し上げましたけれども、もう一つ配付をしております冊子のほうに我々としての考え方をまとめさせていただいております。24ページにわたっておりますけれども、細かく言えばもっとありますけれども、大きな点ということで、24ページのものとして、この視点として修正を提案させていただきたいと思います。やはり特別区長のマネジメントによるところとかいう話もありますけれども、まずは制度が変わることによって具体的にどうなるのかということをしっかりと検証した上で、この特別区へ移行することについての最初申し上げました特別区重視であったりとか、基礎自治サービスの充実とか、その点が本当に確保されるのかということを真摯に議論を重ねながら検証していくべきだと思っております。この点、前向きな議論を皆さんとできることを望んでおります。

　以上で取り急ぎ我々の修正の提案とさせていただきます。

（今井会長）

　次に、公明さん、よろしくお願いします。肥後委員。

（肥後委員）

　公明党の肥後洋一朗でございます。会派を代表しまして意見表明を行いますので、よろしくお願いいたします。

　我が会派は、第24回法定協議会において、特別区設置に賛成の立場から、建設的、積極的な議論を行い、住民目線で協定書案づくりに取り組むことを表明いたしました。これは、特別区の設置において、住民サービスが継続され、住民生活に大きな変化がなきようにしたいためであります。

　ここで再度確認をさせていただきますと、１点目に、住民サービスを低下させないこと、例えば大阪市独自の敬老パスや塾代助成、子供医療費助成などの維持であります。２点目に、特別区の設置コストをできるだけ最少限に抑えることにより、新たな住民負担を求めないことです。３点目に、現行の区役所機能を維持し、窓口サービスを低下させないことです。最後に、児童虐待防止対策として、全ての特別区に児童相談所を設置することです。

　本日は、この四つの点を反映した制度案となるよう、具体的に修正すべき点を提案させていただきます。

　まず１点目の住民サービスを低下させないことについては、現在の特別区素案は、前回の住民投票を踏まえて、住民不安の解消をめざした制度設計にしているとのことですが、敬老パスがなくなるのではないかといった住民サービスが低下することに対する不安の声が聞かれます。そのほかにも、月１万円の中学生の習い事費用を助成する大阪市塾代助成事業や、国民健康保険や被用者保険に加入しているゼロ歳から18歳までの子供を対象にした子供医療費助成事業など、大阪市が独自に実施している充実した住民サービスが他の都市に比べたくさんあります。これらのサービスを維持し、特別区設置移行時に住民サービスをしっかり継続していくことは重要なことであります。

　しかし、現在の素案では、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは、内容や水準を維持するよう努めるものとすると記載されており、これでは、維持するように努めるが、できないこともあるというふうにも読み取れます。特別区設置という大きな制度改革は断行するものの、住民生活にかかわるところにはできるだけ影響を与えないようにすることが重要と考えており、素案に記載された努力義務ではなく、確実に承継していくという安心感を明確に表明すべきです。

　そのためにも、現在、承継の方針に記載されている「努める」との文言を削除し、協定書においても、現在の住民サービスの内容や水準を「維持する」と明確に記載することを求めます。

　２点目、特別区の設置コストの削減については、新たな住民負担となる庁舎設置コストは最少限に抑え、その抑えた金額を住民サービスの充実に向ける認識であります。

　まず、既存庁舎の利活用状況の再精査を行うことで、さらなる有効スペースが確保でき、建設面積をさらに圧縮できるのではないかと考えております。また、国、府や市の活用できる公共施設用地の活用も視野に入れ検討するなど、あらゆる手法を検討していく必要も必要です。そして、新庁舎の建設に当たっては、ＰＦＩ方式などさまざまな手法を検討し、建設コストも最も削減できる手法を追求するべきではないでしょうか。最近も全国で庁舎建設コストを少しでも削減しようとする工夫がなされております。こうした先進的な事例を参考に、ぜひ幅広く検討してはどうかと提案いたします。

　さらに、システム改修経費についてもさらなる検証が必要と考えております。現在の素案にあるシステム改修経費は、平成25年時点で積算されておりますが、現在では、総務省が提案している自治体クラウドを導入することで、２割から４割のコスト削減も可能であると言われております。災害時のデータ管理を考慮しても、特別区が個別でデータを管理するのではなく、クラウドを導入することにより、災害時のリスク対応も可能となると思います。システム改修のイニシャルコストも含め、少しでもコストの削減ができないか、精査検証を求めます。

　３点目、区役所機能の維持についてであります。

　特別区素案では、特別区が設置されても、現在の24区の区役所を維持し、地域自治区事務所として設置し、現在と同様のサービスが提供されることになっていますが、この点の理解がかなり不足していると感じております。私どもは、現行の区役所機能が継続され、窓口サービスの低下を招かないよう、市民に正しく理解されることが重要だと考えております。

　しかし、残念ながら現時点では、住民の皆さんからは、特別区になれば現在の区役所が遠くなるとの不安の声が多く聞かれ、この情報が当然のごとく流布されております。そこでまず、地域自治区事務所の名称について、市民の窓口としてなれ親しんでいる現在の区役所という名称を特別区設置後も引き続き使用することを提案いたします。あわせて、保険年金、子育て、生活支援などの現在の窓口サービスが低下しないよう承継されていくことを求めておきます。

　４点目の児童虐待防止対策についてであります。

　児童虐待は全国的にも深刻な状況であり、大きな課題となっております。大阪府では、児童虐待の疑いがあるとして大阪府警が児童相談所に通告した18歳未満の子供は、2018年に初めて１万人を超え、５年連続で全国最多となっております。また、大阪市こども相談センターにおける児童虐待相談件数は、2018年度は約6,300件と極めて多く、過去最高を更新し続けております。こども相談センターでは、児童福祉司を初めとした職員の皆さんが24時間365日昼夜を問わずその対応に取り組んでいただいておりますが、残念ながら死亡事案もあるなど、重篤な事例も発生しております。児童虐待防止対策の強化は、大阪において極めて重要な対策の一つと言っても過言ではありません。

　このような状況から、我が会派では特別区の設置に伴い、全ての特別区に児童相談所を設置することを提案しております。児童福祉法の改正により、児童福祉司等の配置基準が見直されたことを受け、大阪市としては2026年までに児童福祉司や児童心理士161人の増員を行うことが既に示されております。また、児童福祉司の配置基準は児童虐待件数によって変動してまいります。これまでの相談件数の推移を見れば、今後さらに児童福祉司を初めとした専門職が必要となることは必至であります。

　こうした点からも、児童虐待防止対策の強化を踏まえ、組織体制を十分検討し、全ての特別区に児童相談所が１年でも早く実現できるように求めておきます。

　以上、縷々申し上げてまいりましたが、本日、大きく４点の項目についてそれぞれ提案をさせていただきました。今後、会長を初め知事、市長、法定協議会委員におかれましては、我が会派の提案について真摯に議論をお願いしたいと考えております。

　大都市制度改革は市民の皆さんの生活に大きな影響を及ぼす大切な議論となります。我が会派としては、今後とも住民目線、生活者目線から議論を行い、住民の皆さんの不安を少しでも解消し、また理解が深まっていくことを求め、意見表明を終わります。

（今井会長）

　次に、共産さん、お願いいたします。山中委員。

（山中委員）

　我が党の意見は、６月21日の第24回法定協議会で申し上げたことと基本的に変わるものではありません。すなわち大阪市を廃止して428もの事務事業を大阪府に移管しても、個々の事業の財源も権限も大きくなるわけではなく、それらのいわゆる広域的な行政が進むものでもよくなるものでもないということです。

　例えば広域インフラにしても、一にかかってこれは国頼みというか国の意向次第であって、府市が一つになったとしてもスピーディーに物事が進むなどということではありません。それに、淀川左岸線もなにわ筋線も、よしあしは別にして、動き出しているという状況の中で、これ以上何を進める必要があるのかということでもあります。要するに大阪市廃止分割の結果でき上がる大阪府は、実の伴わない、図体だけは大きくなるけれども、従来の広域機能に大阪市域のみの消防、下水など、大阪市域の基礎自治機能をも取り込んだ、まことに歪な体制になるということです。

　ともかく、大阪府の中に、府と並び立つ大阪市という政令市があることが問題であるかのような議論がありますけれども、とんでもない話だと思います。そんなことを言っていたら、横浜や名古屋、神戸なども解体しなくてはならなくなってしまいます。申し上げるまでもなく、広域行政は府の責任です。大阪市廃止云々の前に、大阪府がその固有の責任を果たすことこそ先決だと思います。

　そして、そうやってつくられる四つの特別区についてですが、市町村の基幹税目である固定資産税や法人市民税などを府に移管させられるとともに、まちづくり、都市計画の権限すら喪失するなど、財源、権限ともに一般市にも及ばない、まさに半人前の自治体に成り下がるということです。

　そもそも東京特別区がつくられたのは、1943年、昭和18年、戦時下の非常事態の中、時の東條内閣によって帝都防衛のためと称して強行されたものです。そういう成り立ちゆえに、先日財政総務委員会でもお話を伺ってきましたけれども、戦後74年、長きにわたる自治権拡充にも取り組んでおられますけれども、やっぱり特別区を廃止して、せめて一般市にという運動が続けられていることはまことに教訓的だと言わなければなりません。しかも、今や政令市は20市にも及び、一定の人口を有する基礎自治体なら我先に政令市に名乗りを上げようとする中で、その当の政令市を返上しようとするなどということはとても常識では考えられない、文字どおりの愚挙というほかないと思います。

　その上、四つの特別区に分割することによって、330人の職員増やシステム運用経費の増などに加え、庁舎建設やシステム改修費用など膨大な設置コストを要して、勢い住民サービスはカットせざるを得なくなるということで、市民にとって百害あって一利なしであり、一貫して申し上げているように、大阪市廃止分割には私たちは反対です。そのための住民投票にも賛成できません。

　なお、前回、第25回の法定協議会で、嘉悦学園の報告書に対する質疑をごく短時間行ったところですが、改めてもう少し補足的な意見を述べておきたいと思います。資料の配付をお願いいたします。

（今井会長）

　はい。資料配布どうぞ。

（山中委員）

　前回も申し上げましたとおり、嘉悦学園の報告書は、人口50万人程度で１人当たり歳出額が最少となり、以後、人口が増えるに従って１人当たり歳出額も大きくなるといういわゆるＵ字カーブを描くという研究理論を立証するものとはなっておりません。それは、前回お示しをいたしました、また今日もお配りをしていますけれども、これ要は１と書いてあるほうですけれども、東京特別区の人口と１人当たり歳出額との関係を見ればはっきりいたします。人口50万人の江東区が37万円に対して、72万人の大田区、73万人の練馬区がそれぞれ35万円、91万人の世田谷区に至っては31万円と、江東区より６万円も低くなっています。全くＵ字ではない。Ｕ字カーブということは立証されていません。むしろＬ字だと言えると思います。確かに人口の大きい大都市では１人当たり歳出も大きくなるという傾向は一般的に見られると言えなくもない場合もあると、そういう感じではありますが、それは前回も言いましたように比較的物価が高く、従って人件費等行政コストが大きいがゆえであって、それとてＵ字を描くようなものではないことは報告書にも示されているとおりです。ましてや都市を分割して人口を減らしたからといって物価が下がるわけでもなし、１人当たり歳出が大きく低減するなどということは考えられないことです。

　その上、嘉悦学園の報告書には比較すべき数値に誤りがあるということもはっきりしました。理論値は全市町村の2016年度決算ベースで算出しているにもかかわらず、比べるべき大阪市の実績値は、2016年度中核市相当の予算というぐあいです。正しい数値で比較するなら、歳出削減の可能性どころか、これ以上歳出削減する余地など全くないということがわかるわけです。

　今回は、中核市11市ですね、大阪と兵庫、東京の中核市11市と、大阪市の中核市並みの事業の歳出実績値、これいずれも公債費、扶助費を除いたものですけれども、これを比較してみました。②の資料ですけれども、大阪市の今申し上げました中核市並みの１人当たり歳出実績値は22万7,000円です。人口57万人の八王子市では19万6,000円で、大阪市と比べて少し低くなってはいますけれども、人口53万人の姫路市が25万1,000円、人口45万人の尼崎市が23万3,000円と、逆に大阪市より少し高くなっていると。こういうふうに全体として大阪市とこれら中核市との間にはほとんど差異がないということが見てとれると思います。人口270万人と、これら11市と比べて突出した人口を有する大阪市において、斯くの如しということですから、四つの特別区に分割をすれば年1,000億円もの歳出削減の可能性が生ずるというこの嘉悦学園の報告書がいかに現実から遊離しているものであるかということを申し上げたいと思います。

　ともかく、戦後地方自治体の合併は数多ありますけれども、分割は一例もありません。合併の場合はスケールメリットが働くので初期コストの改修に要する一定の年数が経てば、１人当たりの歳出はある程度自然にというか、そう無理なく減らすことができることは確かだと思います。二つの自治体を一つにすれば庁舎も二つから一つにすることもできるでしょうし、各種行政委員会も二つから一つになる、職員も首を切るということはできませんけれども、退職不補充で一定年数経てば減っていくということになろうかと思います。もちろん首長も２人から１人になるし、議員も定数減るということになりましょうから、行政水準を落とすことなく歳出を削減できる。これは現実的に理解できる話です。その点、大阪市を四つの特別区に分割する場合は、庁舎の数も増えますし、各種行政委員会等も一つから四つになる。職員も、少なく見積もっている素案でさえ330人増えますし、首長も１人から４人になる。議員も近隣中核市並みにすれば148人増えるといういうように、スケールメリットが逆に働くというか、スケールメリットが失われて、１人当たり歳出額は確実に増えるということになり、結局行政水準なり市民サービスを落とすことなしには歳出を削減するということはできないわけです。

　いやいや、ニアイズベターで住民サービスが取捨選択されて、歳出の適正化が行われるはずだというふうに言われますけれども、確かに今の行政区単位で見ると、高齢者比率の高いところとそうでないところもありますし、コミュニティバスなど交通アクセスの拡充を切望するところもある、子育て施策の拡充を要求するところ等、いろいろありますけれども、しかしこれ四つの特別区という単位で見ますと余り大きな差異は見られませんし、国との関係などから考えても、制度的なものや大枠の施策を大きく減らすことは難しいと考えます。結局、特別区長が作為的に、これまで市独自で実施してきたもの、例えば敬老パスや塾代助成などの施策をカットする以外に、歳出削減はできないということです。

　以上のとおり、四つの特別区に分割しても歳出削減にはつながらない上に、むしろ逆にコストが増えて住民サービスをカットせざるを得なくなる、市民にとって何一つよいことはないというのが私たちの意見です。以上です。

（今井会長）

　それでは、ここからは、次回の委員間協議に向けて論点を整理するため、各会派が表明された内容についての確認や意見交換を委員間で行っていただきたいと思います。

　まず、各会派から表明された内容について、何か確認されたいことはございますか。それはないですか。

　松井委員。

（松井委員）

　すみません、公明党さんの意見表明で、肥後委員のほうから、今の大阪市が住民に対して実施している施策、独自のもの、これが敬老パスだとか塾代助成ということでありました。これが成り立つという証明は、もう当たり前のことですけど、僕は今吉村市長から引き継いでそれをやるのに、今年ももう、来年度予算に向けて今予算編成やってるわけで、これを吉村市政でやってきた、例えば子供たちの幼稚園、保育園の無償化とか、こういうのを引き継ぐ、さらに虐待については拡充しようと思ってるんです。

　何が言いたいかと。これは予算があって初めてでき上がるものですから、今の大阪市の施策を特別区で成り立つんだろうなというご確認に対しては、全体の予算として財政シミュレーションがやりくりがつけば、これはやれるという、そういうご認識を持っていただけるという考えでいいんでしょうか。

（今井会長）

　肥後委員。

（肥後委員）

　松井市長がおっしゃられた部分なんですけども、先ほども冒頭申し上げましたけども、「努める」という文言になっておりますので、そこがやはりしっかりと文言修正をしていただかないと、やはりうちとしてはできないこともあるというふうに読み取れてしまいますので、市民の方からしたらやっぱり不安の声が聞こえておりますので、そこはしっかり担保していただきたいということであります。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　これは知事市長案としてこの原案を議論のたたき台として皆さん方にお示しをしてます。そのときに、我々知事市長が、「努める」という表現はですね、最終的には民意で選ばれた区長が要は予算編成をするわけですから、その区長の権限を今の時点で全て縛るのはちょっといかがなものかとして「努める」にしました。だから、要は特別区でそれが実行できるという裏づけは、それだけの財政的な担保があるかどうかということですから、これは表現が「努める」ということで不安になられてるかもしれませんが、財政的には、我々と同じ思いの特別区長ができれば、僕は吉村市長の後を引き継いで同じ思いでやってますから、だからそういう思いの区長が選ばれれば、財政的には十分、市民の皆さんが今受けてるサービスは特別区でも実施できるということになると思います。

（肥後委員）

　今の市長の言葉ですけども、そこはやはり修正はなかなかできないということなんでしょうか。

（松井委員）

　いや、これは委員の皆さんと相談なので。ただ、その特別区長が選ばれる前にこの法定協議書で、これは必ずやるべき施策なんだよということをこれは書き切ったところで、新しい選挙で選ばれてる方が公約掲げて当選するわけですから、それなかなか担保できませんよね。だから、今のサービスは守られる財源は特別区で確保できるということでご理解いただければいいと思います。

（今井会長）

　横山委員。

（横山委員）

　今のご意見で、ちょっと議論が並行して幾つかあるのかなと思うんですが、要は協定書の中に、今現行の住民サービスは維持するよう努めるという文言は確かにあるところなんですが、これ特別区移行時ですね、今大阪市から特別区へ移行した折にどうなっていくかと、この辺の議論はまだ十分できてないところかと思います。ですので、特別区移行時に、今やってる大阪市のサービスが当然スムーズに削減されないで全て移行していくというのをしっかり今後の協議会の中でしゃべっていって、文言についてもあわせてどのようにあるべきかというのは今後十分議論すればいいのかなというふうに思っております。

　あわせてそのまま、いろいろ公明党さんのご意見に対してなんですが、賛成のお立場から非常に建設的なご提案いただいたというふうに思っております。あわせてコストの削減に関して、庁舎整備コストでですね、ＰＦＩ等という例示もいただきました。我が会派藤田委員のほうからは既存庁舎の有効活用ということで、幾つかの案があると思います。ですので、いきなり事務局からの何か案や試算を提示するというわけではなくて、会長におかれましてはまたこれ委員間協議で是非、たくさん建設的なご提案いただきましたので、今後、委員間協議を経て順次決めていっていただきますようにひとつお願いします。

　もうひとつあわせてなんですが、ちょっと申し上げにくいんですけれども、自民党さんの意見でございます。川嶋委員のほうから大変専門的なたくさんご意見いただいてる次第です。中を見ていくとですね、しかし従前の法定協議会で議論されてきましたいわゆる二重負担の議論であったり、現実的に不可能という議論もしてまいりまして、理事者のほうからも十分ご答弁いただいてます例の積み上げ方式の件などは、特に二重負担や財政調整の話に関しては、これは特別区制度そのものの批判に当たりまして、これが大変恐縮ながら修正、いわゆる建設的な協議というふうにはお見受けすることができません。このまま、これ非常に重要なんですが、僕ら結論を目指して進んでるわけです。この協議会の目的は協定書の作成です。あくまで賛成の立場から建設的な協議を進めていくための資料要求や修正提案を事務局がやるのはいいんですが、制度そのものへの要は簡潔に言うと反対のような立場からの修正提案は、事務局や会長も応じる必要がないと思いますので、これは会長にあわせてこういった提案には乗られないというか、対応いただかないようにお願い申し上げます。

　以上です。

（今井会長）

　西﨑さん。

（西﨑委員）

　すみません、今の横山委員のお話に入る前にちょっと言っておきたかったんですけれども、いわゆる住民サービスの内容や水準を「維持する」という文言のことなんですけれども、当然のことながら特別区に移行された後は首長が、またそこの議会が判断することでありますので、これは当然のことやというふうには理解した上での話でございまして、そこまで、いつになるか当然まだわかってませんけれども、これを議論していただきたいという提案でございます。

　以上です。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　それに関してですけど。だから、新たに特別区になって、特別区長の判断は拘束しないという理解でいいんですよね。現在の住民サービスを維持すると仮にした場合に、例えば新たな区長が、子供医療費の部分がちょっと財政負担を求めるけれども塾代助成を増やすとか、そういうような新たな特別区長がマニフェストを掲げてさまざまなことはやっぱりすると思うんですよ。なので新たな特別区長の判断を拘束しないという前提に立つのであれば、先ほどの住民サービスを「努める」というのを「維持する」という表現にしても、それは僕はいいんじゃないかなと。要はやっぱり選挙で区長が選ばれるわけですから、これは当然住民サービスを区の状況に応じて入れかえるとか、それはあると思うんです。大阪市だってあると思うんです。今までやってきたのと同じですから。それがまさに民主主義であり選挙でありますから。だから、先ほどの「努める」というのを「維持する」に変える、ただ、新たな特別区長を拘束するものではないよというような、そういった趣旨なのであれば、これは表現というのは変えられるんじゃないのかなと僕は思いますけどね。

（西﨑委員）

　今知事がおっしゃったとおりです。当然のことながら、新たな特別区ができれば、そこの議会で決めていくわけですから。そこはもう当然のことやと思っております。

（今井会長）

　それでよろしい、もういいですか。この件はもういい。

川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、先ほどの横山委員のご発言に対してですけれども、我々としては、提出させていただきましたこの論点について、ひとつ取り上げる方向でご検討いただきたいと思っております。やはり市民の皆さんにとって制度そのものの課題というものがやはりあると思っておりますので、この点もやはりこの法定協議会の場できちっと議論を重ねていき、やはり住民の皆様に正しい情報を伝えるべきだと思っておりますので、いろんな意見はあると思いますけれども、今後の論点の中には入れていただきたい、このように思っておりますので、そのような取り計らいをお願いをいたします。

　また、協議会規約の３条の１項の（２）のところに基づいても、我々はこの議論をしていくことというのは重要であると、このように思っております。

　以上です。

（今井会長）

　河崎委員。

（河崎委員）

　川嶋委員にお尋ねしたいんですが、意見表明の中で冒頭に是々非々の立場で議論していくとおっしゃっておられまして、非の部分は今のお話を聞いてもよくわかるんですけど、是の部分ってどこなんですか。

（川嶋委員）

　是々非々という立場で臨ませていただいております。この制度というものについて正しい認識に立つ上で議論をしていかなければいけませんので、私たちはこの制度の課題については今述べさせていただいております。そしてこの制度を今この時点で否定するものではありませんが、これが100％正しいというふうな前提に立つのもどうかなというふうに思ってますので、しっかりと、今いろんなご意見いただいておりますけれども、論点に上げていただいて、今後の協議会での委員間討論に付していただければと思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　じゃ、川嶋委員にちょっと聞きたいんですけど、制度の話でいくのなら、川嶋委員からの資料の中で、地方交付税は増額されないために財源不足が生じるってありますけど、これ意味はどういうことなんでしょうか。

（川嶋委員）

　その点も含めて地方交付税制度については、我々も大都市・税財政制度特別委員会でもご指摘をさせていただいておりますけれども、この点もしっかりと今後の委員間協議の中で討論させていただければと思っております。やはりきちっとデータなりその点を精査しながら、きちっと具体的な議論をするべきだと思っておりますので、ぜひ議論に上げていただければと思います。

（松井委員）

　いや、僕が言いたいのは、地財制度というのは毎年予算編成の時期に、国の大枠の交付税財源が幾らにするかというのは決まってくるわけで、これは制度とは関係がない話なんじゃないかなと。要はこちらの役所の制度が変わるから交付税が増えないとか増えるとかそういうことじゃなくて、交付税というのは国の財源が確保できれば増えるわけで、今は国全体が非常に厳しい財政状況の中にあるから、一定期間、地方交付税、地財制度については、要はキャップをはめられてるという状況なので、地方の制度が、仕組みが変わることと、交付税とは、実際にリンクしてないということを僕は言いたいんですよ。

（川嶋委員）

　あえて細かい議論はと思うんですけれども、私たちが言っているのは、地方財政計画、国のほうで策定されますけれども、これの総額が変わらないということは当然理解をしております。問題は、今回、この法律ができるとき、また大都市法ができたときの第30次地方制度調査会の第21回専門小委員会で言われております。私よく「茨の道」と申しますけれども、やはり大阪市、今回の地方交付税制度の中で基準財政需要額を算定するに当たっては府市合算方式がとられております。これ府市合算方式をとらないと、今松井市長がおっしゃったように、地方財政計画の総額において、他の自治体に対して影響を与える、そういう理由からでございます。ですので、結果的に自治体を分割することによる規模のデメリットというものに対して、本来基準財政需要額の補正係数の中で算定されるべきものが、府市合算方式のためにそれが算定されずに、それぞれ一つ一つの特別区において基準財政需要額が大阪市全体のときよりも上がるのにもかかわらず、上がらないことによって行政コストが上がりますということで、この点もしっかり、やっぱりね、今市長のお話を伺っててこの点の認識もやはり違いがあると思いますので、しっかりと今後の委員間討論の中でもまた論点に上げていただいて、議論をさせていただければと思っておりますので、会長におきましては、その点、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

（今井会長）

　守島委員。

（守島委員）

　総額が変わらない中で、分割したら基準財政需要額が合算したら上がるのに、それがもらえないということで、交付税の総額は変わらないという話はもうわかってる話ですが、根本的に考え方に違いがあって、僕たちは経済効果でも出したように区長マネジメントとかでコストを削減していくという前提なので、地方交付税の総額が変わらなくても、僕たちは自主財源がむしろコスト圧縮によってできてくるという考え方なので、川嶋さんのようにコストがどんどんもっと増えますよという前提には立っていないんです。その点はちょっと考え方の違いがあるのかなというふうに思ってるんですけど、１点だけちょっと気になるのが、システムを分割してやったほうがいいとか、例えば臨財債を府にしてほしいということは、コストを増やしてやろうとか、スケジュールをずらしてやろうという悪意がなければいいなと思ってるんですけど、そういった意識はありませんか。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　悪意も何も、このメンバーの過半数を握っておられる方々がおられる中で、私はある意味今回是々非々の議論をしっかりとさせていただいて、恐らく維新さんと公明党さんが賛成と言われてる以上、住民投票に行くという、その想定の中でしっかりと私たちの主張を、意見を伝えておかなければ、住民の皆様が誤った判断をしてはいけないなと、このように思っているからでございます。

　あと、財政調整を何か言ってた、最初。もう一回いいですか。

（守島委員）

　だから僕らはコストを特別区になって圧縮することなんです。先生たちのもっとコスト増えますよという前提で立ってない。

（川嶋委員）

　我々はコストが上がるというのではなくて、制度が変わることによって、制度的にどういう問題が起きるかというのをまず我々として把握をするべきだと。その上で、それを乗り越えれるような方法があるなら、次のステップできちっと考えればいいと思ってます。制度によってどう変わるかということがまず議論のベースになければ、それこそ精神論的なものとごっちゃになって、改革論とごっちゃになって、制度論なのか何論なのかわからない中で議論することは非常に不毛な議論になると思っておりますので、その点も論点を整理する中で、私冊子のほうにも書いてますけどいろんな定義についても、また前提条件についてもしっかりと整理をした中で正しい議論を展開することができればなと、このように思ってます。

（今井会長）

　ほかご意見ございますか。ないですか。

　どうぞ。吉村委員。

（吉村委員）

　維新から話があった特別区の組織体制というのは一定この素案で出てるけども、新しい大阪都庁の組織体制がないじゃないかという指摘だったと思うんです。ここは確かにそのとおりだなと思いますので、新たに、じゃあ広域の大阪都庁というのはどうなるんだという組織図の素案というものについては検討したいと思います。もちろんこれは東京都庁というのが既にありますけども、これはそのままということには当然ならないです。大阪府と大阪市の特徴を生かしながら、当然それぞれがやってきたことという事務事業もあるわけですから、それを考えた上で、大阪に合った大阪都庁の組織がどういうものなのかということについては、その素案をちょっと検討したいと思います。

（今井会長）

　紀田委員。

（紀田委員）

　川嶋委員に確認したいことがあります。

　資料の５ページなんですけどね。特別区のみが負担させられる課題があるよと。具体的には市民税で、大阪府全域に効果が及ぶような広域大規模事業を負担させられるというふうに書いてはるんですよね。これって今の大阪市と一緒じゃないですか。となると、現在の大阪市というのは市民税で大阪全体に影響があるようなこともどんどん負担してるんですけども、今の大阪市の体制には問題があって、詰まるところやっぱり大阪都構想は必要だというふうに考えてはるのかなというふうに聞こえてくるんです。その認識でよろしいですか。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　特別区になるということは、先ほどの基準財政需要額の話でもしておりますけれども、コストが基本的に制度的には上がるということを私たちは試算もさせていただいておりますけれども、そこも含めて考えたときに、また今後の社会保障経費の増大の分を考えて、しっかりと当初申し上げました特別区重視だったり基礎自治サービスの充実というところを考えたときには、きちっとした財政的な根拠がなければ、この特別区の設置というのは非常に厳しくなる可能性があると思ってますので、その点もしっかりと議論をさせていただきたいと思ってます。これについては特別区になる中で、政令市というのは、我々は、政令市としての規模のメリットがあります。そしてやはり大都市の母都市としての責任というところも含めて、大都市特例事務、これは法律に基づいたものについては当然政令指定都市は負担をしなければいけませんし、取り組まなければなりませんが、特別区ということで基礎自治体になったということでいきますと、府下の大阪市域以外の市町村において当然負担をしていないものは特別区で負担をするというのは、どうしてもちょっと私には理解ができないと。逆に大阪市域外の方は、府税でしてるものを、大阪市はこれまで大阪市が市税でやったんやから、それも含めて持ってきたらいいがなという話にはならないと思うし、もう一つ、現実問題、財源については譲与税であったりとか宝くじ財源については府に移管される、そういう財源もありますので、本来それできちっと賄えると、このようにも思っておりますので、その辺の財源の議論も含めて今後の論点に上げていただきまして、委員間討論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

（今井会長）

　紀田委員。

（紀田委員）

　じゃ、具体的にどの事務が大阪全体に広域的に影響を与えて、にもかかわらず市民税、特別区民税ですかね―で負担させられるのかについては今後議論させていただきたいと思います。

（今井会長）

　吉村委員。

（吉村委員）

　これ特別区民が税の二重負担強いられてると出てくるんですけどね。さっき紀田委員が言ったとおり、これ今もそうだと思うんです。わかりやすく言えば、例えば大阪市立大学、100億、大阪市からぶっ込んでますけど、じゃ、そこに通ってる生徒は大阪市民だけかといえば、そうじゃないわけですね。半分ぐらいは大阪市外からの生徒も通ってる。大阪市税で大阪市民以外の負担を実際もうやってるんです。大阪城公園とかああいう大規模公園、天王寺公園もそうですけど、あそこ大阪市民だけが来てるのかといえば、そうじゃない。多くのいろんな海外の方も含めた方がたくさんいらっしゃってる。じゃ、現状の大阪市民もやっぱりそれは負担してるわけだから、これ制度が変わることによって特別区民が二重に負担するということにはやっぱりならないと思うんです。これを、そういうことをやろうというのをやってきたのがこれまで大阪市長、そして大阪市議会で、大阪市外の広い広域的なことをやっていこうというのを決めたんだから、それを、今の大阪がやってきたことを是とすれば、これを新しい大阪都庁で引き継ぐんであれば、その財源も当然引き継がないと、これは成り立たない話になると思いますよ。新たにやることをどうするかというのは別の話ですけど、今やってることはやっぱり財源として来ないと。それはやっぱり明らかにおかしい話になると僕は思います。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今吉村知事も言ってますけど、川嶋委員が言ってるのは、この都制度というのは東京だけなんですよ、今日本の中で。東京都でもずっと言われてる議論なんです。特別区側は財源をもっと都庁から取りたいでしょうし、要は東京の特別区の住民の皆さんは、やはり東京都という特別区以外のエリアの人たちのサービス拡充の部分の財源も負担してるじゃないかというのは、これは東京都という制度がある、今日本で唯一そこだけなんですけど、そこでもそういう議論はあります。ただ、これは制度変更に100点満点はないので、要は今度我々が新たに挑戦してる特別区制度と、今まで、これは僕と橋下市長になる以前のそれぞれが権限を持ちながらばらばらに動いてた時代と、やっぱり一体になったほうがどちらが比較優位でよりましかということで、我々特別区制度を提案しているわけですから、それは東京都でも議論になってる部分ですけども、そこは今までも大阪市が府域全体の広域サービスとして担ってる部分の財源、これはやっぱり都区財政制度の中で広域自治体のほうに移していくべきだと。ただし、その都区財政制度の中で、その財源を市域以外に使わないように、これは特別会計で管理するわけですから、そういう市域以外に特別区財源が流れ出すということについては、一定ルールの中で抑えることができてるのかなと、こう思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、こういう議論を、考え方も違うので、ぜひ委員間討論で今後させていただきたいと思っております。

　あと財源論につきましても、きちっとご理解いただきたいのは、先ほども言いましたけれども、例えば譲与税とか宝くじ財源がという話もしましたし、例えば大学、市大におきましても交付税措置をされてて、その交付税措置の中で、大阪市は若干それこそ市長マネジメントで大学については地方交付税の基準財政需要額よりもちょっと高い金額を出してます。ですので、その辺の国の制度の中での財源の確保もありますので、その後のプラスのマネジメントの部分で市税を使うことについて、それをわざわざ配分してることがいいのかどうかということを議論させていただきたいというふうに申し上げております。

　また、東京都の特別区とのお話でいきますと、やはり東京都は地方交付税の不交付団体でございますので、その点の財政的な問題というのは大阪府市において特別区を設置するのとは大きくその辺も違います。ですので、その点もありますので、しっかりとこの財政問題につきましては、この場で委員間討論をしていき、市民の皆様にもしっかりとその問題点も含めて、いい面もあるかもわかりませんし悪い面もあるかもわかりません。その点も含めて認識をいただくべきだと思っておりますので、今井会長、ぜひこれも論点に上げていただきますようによろしくお願いをいたします。

（今井会長）

　北野委員。

（北野委員）

　今回、我が会派のほうからは、川嶋代表のほうから24ページにも及ぶこの協定書素案に沿った提言を、課題を洗い出しつつ申させていただいたところでございますけれども、実はこの協定書には記載のない、記載義務のないと申しますか、そういった問題についても我々はたくさん大きな問題があると思っています。例えば先ほど吉村知事がおっしゃった大阪都庁というふうなことをおっしゃっておられましたけれども、この都という名称を使えるのかどうかについての議論などは、今までそもそも論であるとか、あるいは入り口議論などと言って我々一蹴されてまいりました。ただ、建設的な意見というのではないかもしれませんけれども、非常に市民にとってこれから大きく判断の材料となろうかと思いますし、市民生活にも大きく影響するであろう課題については、この記載義務のない、協定書に書かなくてもよいことであっても、やはりこの議論の俎上に乗せていくというふうな、論点整理においてこういったことが排除されるのかどうかについてもお聞きしたいと思います。

　というのが、先ほど区の名称の話が出ました。当然のことながら区名が変わるのは、特別区を設置するわけですから当然変わるでしょうけれども、大阪都になるかどうかについては、いわゆる今回の議論が政府に対して本気度があるかどうかということも含めまして、法律改正をしなければならないということもございますので、このことについてはやはり議論の余地があるのではないかという理由によるものでございます。

　よってですね、今後、一蹴されてきた入り口議論であるとか、あるいはそもそも論といったものについても一定許可をいただくというふうな論点整理も必要ではないかと思うんですけれども、会長におかれましてはどのように差配をされるおつもりか、お聞かせをお願いいたします。

（今井会長）

　先にほか意見ございませんか。藤田委員。

（藤田委員）

　最初の意見表明にも申し上げましたが、川嶋議員の意見表明ですね、あと今の北野議員の発言もそうなんですが、このようなコストが生まれるかもしれないとか精査すべきとか、このような試算は避けるべきとかいう文言が多くて、では具体的に何をどのように試算して幾らになるのかということがあって、その計算式において合理性、妥当性があるのか、蓋然性があるのかということを議論していかなければ、野放図に議論が膨らんでいってしまって終わりが見えないということになってしまいますので、その点の取り扱いだけは会長のほうで注意していただいて、また提案者におかれましては、具体的にですね、どこがどうおかしくて、どういうふうに修正して、こういう計算式でこのコストになるべきだということで、お互いのコスト試算の論拠を戦わせるというような提案をお願いしたいというふうに思っております。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　今北野委員から話ありましたけども、これは法定協議会なので、今の法律にのっとった中で議論しないと、名称については、都とみなすというところまでは書いてくれてるんです。法律には。これが都と名乗れるかどうかの議論を、法律にないことをね、ここで議論しても、またそこで堂々めぐりの議論になるだけですので。都とみなすと書いてあるわけですから、名称についてね、この法定協議会で具体的にね、どういう名称にするのかというのは、今法に定められてない部分まで法定協議会でやると時間が非常にかかり過ぎるというか、時間もったいないと、こう思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　藤田委員のおっしゃるとおりで、私たち試算については、おっしゃるとおりで本当にちゃんと示したいと思ってますけれども、やはり私レベルではこの試算というのは正直難しいなと思ってます。維新の会の皆さんの場合、例えば知事、市長がこの場で提案をして、知事、市長がやると言ったら職員皆さんが総動員でやってくれはりますけども、我々はそういうこともできないので、ぜひとも委員間討論の中でもやっていただきたい。ちゃんと前もって早目にこういう数字ということで理事者との調整させてもらいますので、ぜひ論点に上げていただきたいなと思ってます。本当にこれ計算大変。我々ではできないので。すみません、本当にそういうことも提案できるそれだけ能力があればいいんですが、ありませんので、ぜひそういう点はご理解いただいて、ぜひ前向きな議論に参加させていただきたいと思ってます。

（今井会長）

　ほかございませんか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　まず議論の整理として、先ほど松井委員も言ってましたけど、国の法律で決まっていること、あるいは府市合算で地方交付税制度なんかというのも一定の国がある程度決めていくことと、我々の協議でこの中で意思決定していくこと、これはやっぱりある程度整理する必要があるんじゃないかなと思います。ここがぐちゃぐちゃになると、我々が全てを決めるという話ではありませんので。我々がこの協議の中で決める範囲はどこなんだというのはきちっとやって、そして制度設計していくということが重要なんじゃないかなと思います。

　もう一つ、これは自民の提案もそうだし公明の提案でもそうなんですけど、やはり新庁舎の建設について、できるだけコストを下げるべきじゃないかというのが多分意見だと思います。今既に素案が出てますけども、さらにコストを下げる、つまり今の現有庁舎をより有効に活用できないかということはぜひ検討したいなと思います。既に中之島に大きな庁舎もある、それぞれの四つの特別区が移行するときに、全てその特別区に絶対必要なのか。部署、職員が。ここはみんながコストを下げていこうという共通認識があるんだから、ちょっと考えてもいいんじゃないのかなと思います。現に、例えば大阪市だって中之島に主力部隊がありますけど、南港のほうに経済戦略局があったり建設局があったり港湾局があったりするわけです。大阪府だって府民文化部は港のほうにもありますし、大阪市域でそんな広いエリアじゃないですから。その中で、じゃ、何が区長のそばに必要なのか、区議会のそばに必要なのか。もちろん区長と区議会議員、そして僕の知事市長の経験から思えば、やっぱり危機管理室と政策企画室、政策企画部のいわゆる官房部隊、ここはやっぱり必要かなと思いますけども、秘書課を含めた政策企画室と、それから危機管理室以外の組織は、この特別区に移行するときに必ずしもその特別区の中になくても十分役所としての機能は果たせるんじゃないかと、僕はそう思ってますから。だからそこは一定区役所の建設コストを下げる、もちろんそれはきちんとシステムとか分けますよ。フロア分けするとかいろいろ技術的なやり方あると思いますけど、僕はそういうことも考えてもいいんじゃないのかなと思います。これがそもそも法律に反してできないのであれば、もう今やらないですけど、このあたりは事務局側どうなんですか。物理的にそういうのは可能なんですか。

（今井会長）

　どうですか、事務方。手向局長。

（吉村委員）

　ちょっと今即断できなければ、検討してもらったら良いですけど。

（手向副首都推進局長）

　ちょっとご指摘の部分も含めて検討させていただきます。コスト試算のほうにつきましても、公明会派、維新会派から、それで今知事からもいただいておりますので、今日いただいてたご議論の内容を踏まえて、少しできるものは出していきたいというふうに思います。

（今井会長）

　ほかないですか。

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　すみません、しつこくて申しわけないんですけれども、基本的には財政調整も含めていろいろ提案させてもらってる点は上げていただきたいと思います。府市合算方式の点、知事がおっしゃるとおりで国の制度だということでございます。その中でもやはり特別区重視、基礎自治サービスの拡充ということを考えたときには、そこは今度特別区への配分するとき、東京都でも特別区に配分する際の財政調整の中で基準財政需要額の算定をされておりますけれども、具体的にこれがどうなるのかというところもやっぱり見ないと私たちとしては判断できませんし、場合によっては、その点は知事マネジメントの中で、府の中でコントロールをするという中で実現も可能と思いますので、そういう議論がきちっと正しい数字に基づいて、制度論に基づいて議論ができればなと思ってますので、会長、是非よろしくお願いをいたします。

（今井会長）

　ほか別にないですか。

　河崎委員。

（河崎委員）

　僕もしつこくて申しわけないんですけど、さっきの市民の税の二重負担の問題、今の大阪市民も大阪市や大阪市民以外に使われてる税金が現実あるんですけども、それが許されるのは、今の大阪市が政令指定都市、川嶋さんの言う表現であれば母都市ですか、だから許されるというロジックでいいですか。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　その政令指定都市というものと特別区というものがやっぱり違うと思うので、この辺も認識が違うのでぜひ議論させていただきたいと思います。きょうは論点整理の場ですので、余りこのまま議論すると会長にもご迷惑をおかけしますので、とりあえず後会長にお任せします。よろしくお願いします。

（今井会長）

　ほか別にありませんか。

　吉村委員。

（吉村委員）

　公明さんから提案あった地域自治区の名称の部分なんですけども、区役所の名称そのまま使用。これはやっぱりその窓口もしてるし、名称ということではいいではないかということですけど、僕も名称が使用できるのであれば、これは一つの考え方だと思うんですけど、事務局はどうなんですか。これはできるんですかね、ルールとして。

（今井会長）

　手向局長。

（手向副首都推進局長）

　そこは制約はないと思っております。

（吉村委員）

　あと例えば、これちょっと公明にもし今お考えがあればお聞きしたいんですけど、例えば中央区でいくと西成区役所が中央特別区役所の素案で、中央区役所は中央区役所になると。中央区役所の名前が二つ出ちゃうから、これ区の名称にも絡んでくるんじゃないかなと思うんですけど。

（手向副首都推進局長）

　そこは当然西成区役所という名前をその名前で使うのであれば、全体を含む特別区の中央区の役所の名前をどう呼ぶかというのは、当然規定しなければならないと思います。そこはやはり同じ名前にしちゃうとややこしいという問題がありますので。

（吉村委員）

　え、え。いや…

（今井会長）

　もういい。

（吉村委員）

　ううん。いや、だから区の名称ともやっぱり関係しますよねという。

（今井会長）

　松井委員。

（松井委員）

　僕の理解では、特別中央区中央区役所というのができるということになると思うんですね。

（吉村委員）

　いや、でも中央特別区役所と、今中央区の中央区役所があったら、名前が重なってるからすごいわかりにくくなるんじゃないですか。

（松井委員）

　だから特別区役所と……、今の区役所…

（今井会長）

　ちょっと待って。ちょっと整理して。

（松井委員）

　だから名称やからね。名称を区役所って使うんなら、一つは特別区役所で、もう一つは今の区役所ということになる。

（今井会長）

　整理して、ちょっと藤田委員。

（藤田委員）

　会長すみません、整理をさせていただきます。

　まだこれうちの団内で別に共有の認識になってるわけではないので、一案として申し上げるんですけど、例えば今の話であれば、各区の区役所を中央区役所、西成区役所と使うのであれば、中央特別区の特別区役所については中央本庁舎という名称にするとか、そういう案も一部出てますので、中央本庁舎とそれぞれの区の区役所みたいなイメージになるのかなというふうに思っております。

（今井会長）

　そういう意見もあると。

　横山委員。

（横山委員）

　今の点も含めて今後議論していくことになると思うんです。論点に上げてほしいというお言葉さっきからあるとおりですね、今後の会長の指揮にもよるんですが、普通に考えると協定書作成に向けて各項目ごとにコンセンサスをとっていくと。その折にですね、今ご提示いただいたような議論を全く封殺せよと言ってる話ではなくて、委員の意見としておっしゃられるのは、これは僕ら止めれないので。ただですね、この膨大な資料をですね、シミュレーションせよとか積み上げ方式で出してこいというのをそのまま勘案して事務局が動くことはできないですよというのは、事務局にも会長にも強く申し入れておきます。あわせて、これ全部呑まな、話にならんとかいう話であれば、それは僕は感覚的に建設的な話とは到底思えないので、反論に関しては勘案しますが、全てを呑んで、局側もその資料を全部出せと、そうじゃないと賛成には回れないとか、そんな議論は決して僕は建設的とは思いません。だから項目の中で議論していただくのは結構かなと思います。

（今井会長）

　川嶋委員。

（川嶋委員）

　ですので、それを否定するものでもなくて、最終的には会長が論点整理されると思っておりますので。あと、私たちが全部どうのこうのじゃなくて、少なくともね、さっきも言いましたけど第30次地方制度調査会の最終取りまとめの中でも、この大都市制度における特別区設置云々のこの大阪版のこの都区制度に関しては、留意事項というのはとってもたくさん書かれてたんですね。やっぱり私たちはそこに対して真摯に向き合わないといけないというふうに思います。やはり専門家が留意をすべきだということで指摘をされてますので、その点だけはちょっと最後申しつけさせていただきます。

　以上です。

（今井会長）

　ほかございませんか。

　ご意見がございませんので、これで終わりたいと思います。

　ただ、今後の進め方に関してです。先ほど川嶋委員からもありましたけども、協議会の作成過程での第３条第２項、これは必要な協議を行うこととなっておりますので、ただまあ、何が必要で何が不必要かということがありますけども、この辺は目的に沿ってというふうなことを考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

　この後、代表者会議で協議をさせていただきます。次回の協議会では、本日の議論をもとにして今後の協議スケジュール案をお示しする。それと協定書の作成に必要な点や協定書の作成に資すると思われる点を私のほうから論点整理します。それをもって論点ペーパーとして提示したいと思っております。委員の皆様方には、これをもとに協定書の作成に向けた委員間協議に進んでいただきたいと思います。

　先ほども申し上げましたが、協議には議論用の資料も必要になると思います。私から協定書を取りまとめる上で必要となる資料の作成を事務局に指示したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

　それでは、以上をもって本日の協議会は終了となりますが、何かここでご意見、ご質問ございませんか。ないですか。

　特段ないということですので、本日の協議会はこれをもって終了とさせていただきます。

　この後、第３委員会室におきまして代表者会議を開催いたします。各会派の代表者の皆様方、ご参集よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。